

# 那珂市災害廃棄物処理計画【概要】

## 1 計画策定の背景・目的

近年、自然災害が多発・激甚化しており、全国各地で大規模地震や集中豪雨により膨大な災害廃棄物が発生している状況である。

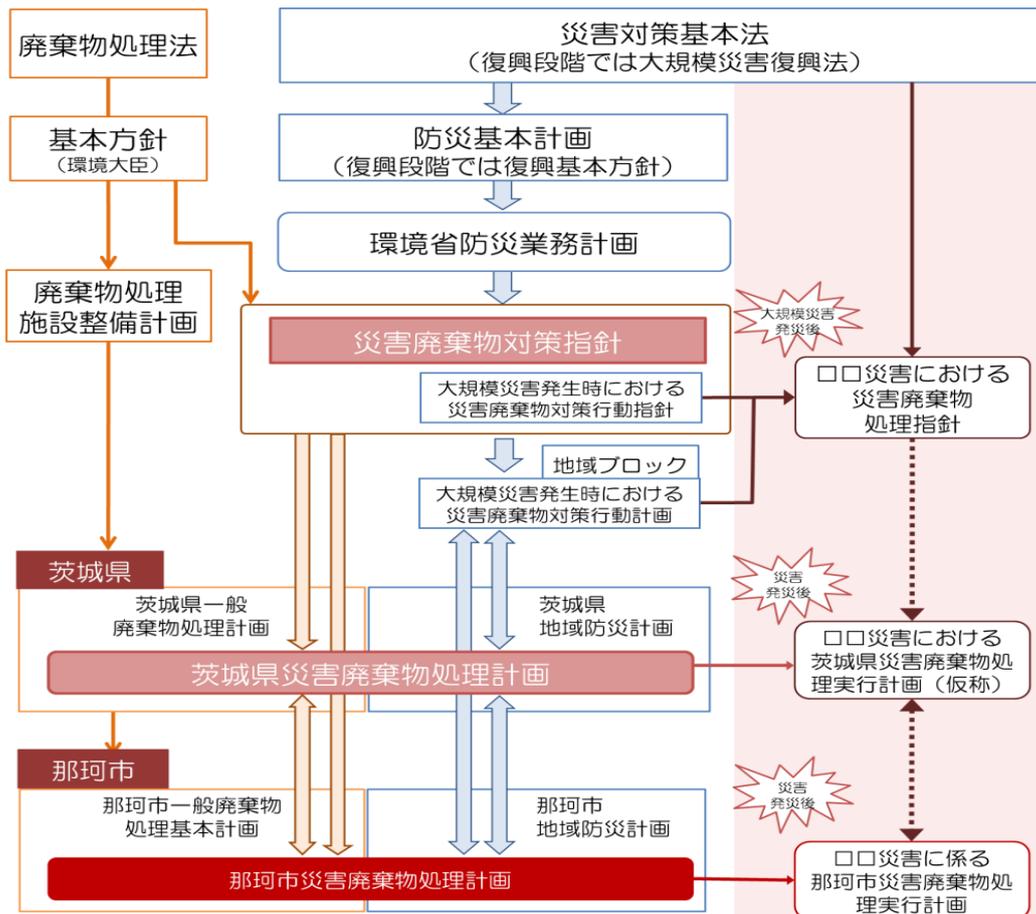
このような災害で発生する災害廃棄物は、種々の廃棄物が混合した処理しづらい性状のものが一度に大量に発生する。また、災害廃棄物には、市民の健康または生活環境に被害を生じおそれのあるものを含む場合があるため、適正かつ円滑・迅速に処理しなければならない。

以上のことから本市では、災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理することを目的として、「那珂市災害廃棄物処理計画」（以下「本計画」という。）を策定した。

## 2 本計画の位置付けと災害発生後の動き

本計画は「災害廃棄物対策指針」（平成 30 年 3 月、環境省）に基づき、「茨城県災害廃棄物処理計画」（平成 29 年 2 月）、「那珂市地域防災計画」（令和 2 年 3 月）等の関連計画等と整合を図りつつ、災害廃棄物等の処理に関する基本的な考え方や処理方法等を示すものである。

災害発生時においては、本計画に基づき初動対応を実施し、その後、実際の災害規模・被害状況・災害廃棄物発生量の見込等を勘案し、災害廃棄物を処理するために必要となる具体的事項を定めた「〇〇災害に係る那珂市災害廃棄物処理実行計画」を策定する。



また、「持続可能な開発目標（※SDGs）」の視点を踏まえるとともに、本市における行政運営の基本となる「第2次那珂市総合計画（第2章 安全で快適に暮らせるまちづくり 施策4 健康で快適に過ごせる生活環境の保全を図る 施策5 地球にやさしい持続可能な社会への転換を図る）」の上位計画との整合を図ります。

【本計画のSDGs（※）】



※「SDGs（持続可能な開発目標）」とは、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指して、経済・社会・環境を巡る広範な課題に統合的に取り組むものであり、17の目標と、これを達成するための169のターゲットを掲げている。

### 3 計画で想定する災害と被害の様相

本計画では、地震災害、風水害その他自然災害を対象とする。「茨城県地震被害想定調査報告書（平成30年12月）」の「太平洋プレート内の地震（北部）」によると災害廃棄物が、最大で2万4千トン発生すると想定されている。

◆災害廃棄物の種類

木くず	コンクリートがら等	金属くず	可燃物／可燃系混合物
			
不燃物／不燃物混合物	廃置	廃家電等	片付けごみ
			

### 4 災害廃棄物処理の基本方針

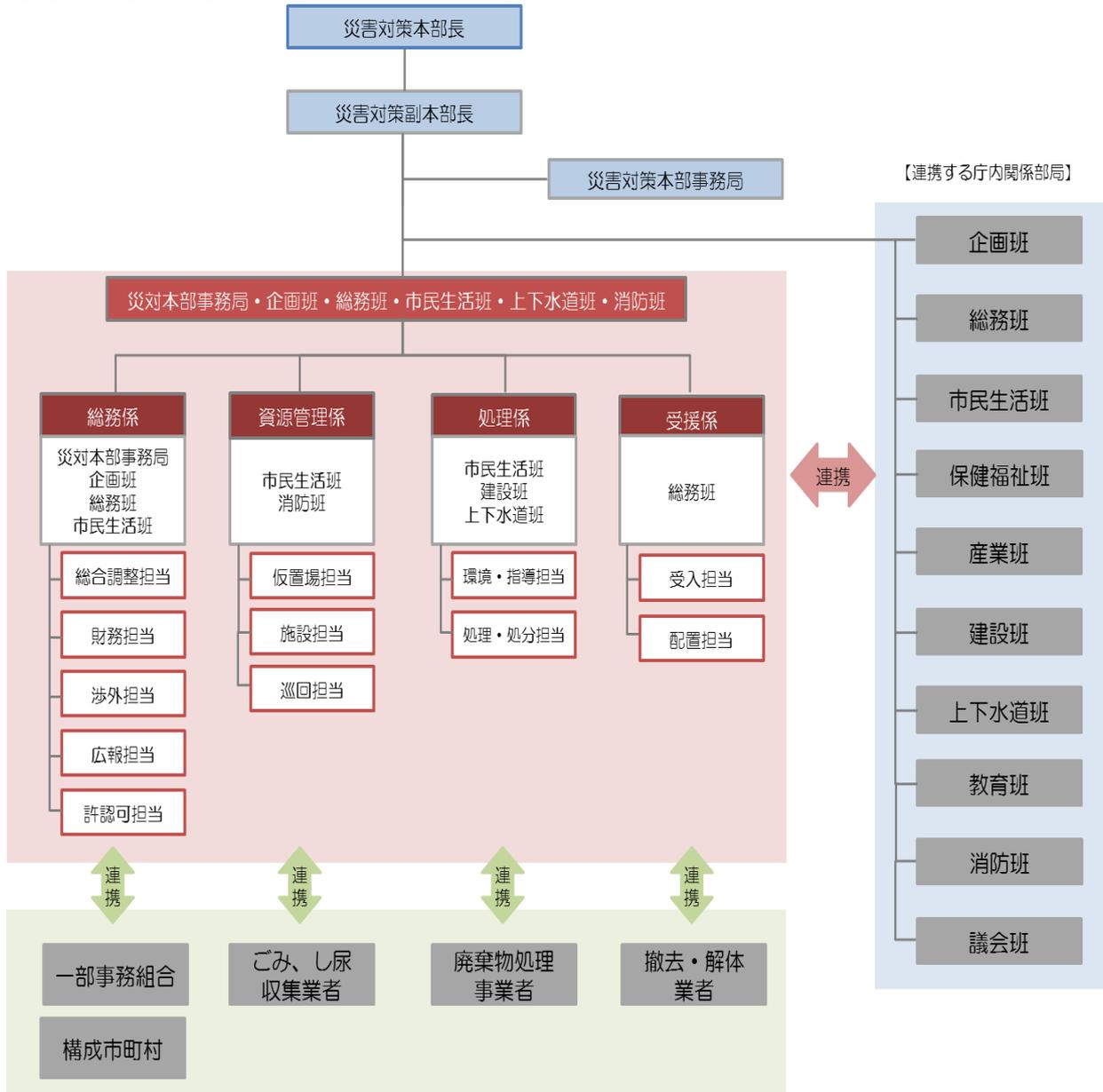
災害時においても、廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理し、公衆衛生と環境保全を確保するため、以下の方針を踏まえ、具体的な取組を行う。

- (1) 適切かつ迅速な処理  
市民の生活再建の早期実現を図るため、迅速な処理を実施する。
- (2) リサイクルの推進  
徹底した分別・選別により可能な限り再生利用を推進し、埋立処分量の削減を実施する。
- (3) 環境に配慮した処理  
災害時において周辺環境に配慮した適正処理を実施する。
- (4) 衛生的な処理  
生活ごみや避難所ごみ、し尿の処理を最優先とし、災害廃棄物については、有害性や腐敗性を踏まえ、処理の優先度の高いものから迅速に撤去及び処理を実施する。
- (5) 安全作業の確保  
住宅地での撤去等の作業や仮置場での搬入、搬出作業における安全確保を徹底する。
- (6) 経済性に配慮した処理  
最小の費用で最大の効果が見込める処理方法を選択する。
- (7) 関係機関・関係団体や市民、事業者、ボランティアとの協力・連携

早期の復旧・復興を図るため、国、県、他市町村、一部事務組合、関連機関・関係団体等と協力・連携して処理を推進するとともに、市民や事業者、ボランティアに様々な情報を提供し、理解と協力を得る。

## 5 組織体制

発災後は、組織体制を早期に確立し、庁内関係各課と連携して災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理を推進する。



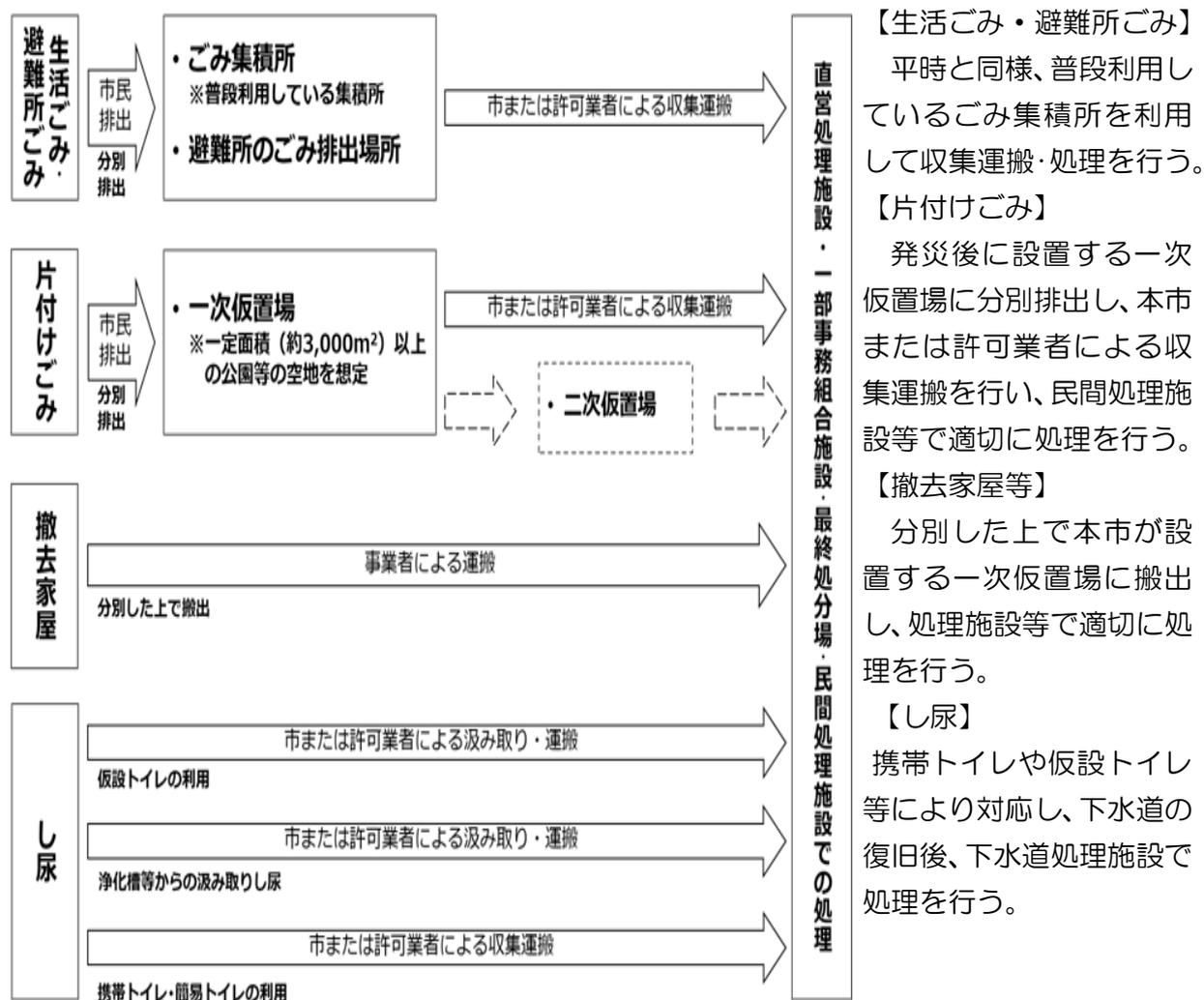
- ・ 総務系：処理事業全体の総括、各主体との渉外、予算管理・国庫補助申請等を担当
- ・ 資源管理系：仮置場等の確保・設置・運営、資機材の管理・確保、火災予防等を担当
- ・ 処理系：災害廃棄物の処理・処分等に係る業務、環境指導等を担当
- ・ 受援系：支援の受入管理・配置等を担当

## 6 各主体との協力

災害廃棄物処理に関係する各主体とも以下に示す協力・連携体制を確立する。

関係主体	支援内容
県内市町村	近隣市町村や一部事務組合等と連携し、主体的に災害廃棄物の収集・運搬を実施
県	災害廃棄物処理に関する技術的助言、県内市町村間の連携のための調整 他道府県への広域処理の要請
一部事務組合	生活ごみ、避難所ごみ、し尿、災害廃棄物の施設での受入等
民間事業者団体 (協定締結事業者等)	生活ごみ、避難所ごみ、し尿、災害廃棄物の収集運搬のための人員・車両の派遣、仮置場や処理施設への収集運搬の実施 仮置場の管理・運営、荷下ろし補助、重機等の資機材の提供
社会福祉協議会	廃棄物の分別に関するボランティアへの周知
国・専門機関	広域処理に関する調整 災害廃棄物処理に関する技術的助言 補助金・査定対応等の事務対応に関する指導・助言

## 7 災害廃棄物の処理の流れ



◆仮置場の種類

一次仮置場	市民が直接持込みした災害廃棄物を集積し、分別後、処理施設（または二次仮置場）まで搬出するまでの間、保管するため市が設置する仮置場
二次仮置場	一次仮置場の災害廃棄物を、再度分別した後、破砕または焼却等の処理をするまでの間保管する仮置場。仮設の破砕処理施設や資源物の一時保管場所を併設することもある。

◆仮置場候補地

No.	名 称	所 管	敷地面積	有効面積	他の用途指定
1	那珂総合公園協調整池	生涯学習課 スポーツ推進室	15,349 m <sup>2</sup>	3,000 m <sup>2</sup>	調整池
2	静峰ふるさと公園 第4 駐車場	商工観光課	7,093 m <sup>2</sup>	4,800 m <sup>2</sup>	駐車場(砂利)
3	中谷原公園	都市計画課	29,231 m <sup>2</sup>	9,000 m <sup>2</sup>	都市公園

## 8 平時の取組

発災後、廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するため、本市では、庁内連携の強化・各主体との協力・連携体制の構築、職員の災害対応力向上等をはじめ、平時より以下の取組を推進していく必要がある。

取 組	概 要
市民・事業者への周知・広報	災害時の廃棄物処理に関して、平時より市民・事業者には様々な手段で周知・広報を進める。
各主体との協力・連携体制の構築	国や県が開催する協議会・研修会等に参加し、平時より関係行政機関との協力・連携体制を確立し、協定締結事業者等と定期的に情報共有・情報交換を行い、民間事業者とも顔の見える関係を構築する。
職員の教育訓練の実施	研修・セミナー等に定期的に参加し、職員の災害対応力向上・知識醸成に努め、災害廃棄物処理対応に係る知識・技術を蓄積・継承する。
本計画の適宜の見直し	災害廃棄物処理の教訓・課題・対策事例等の情報収集や教育訓練等を通じて、適宜、本計画の改善を図る。 発災後、速やかに仮置場等を設置・開設できるよう、平時より庁内連携を図り、仮置場候補地の選定に向けて精査する。